

福島県知事 内堀雅雄 様

2019年2月13日

遠野の環境を考える友の会 会長 佐藤吉行

いわき市遠野町入遠野字天王73-1

電話 070—2025—4106

遠野町において行われた住民署名「いわき市遠野町に計画されている「(仮称) 三大明神風力発電事業」及び「(仮称) 遠野風力発電事業」に関して、事業認可及び当該地域の開発許可を認めないことを求める署名」の結果を住民の意志として尊重し、いわき市遠野町に計画中の二つの風力発電事業の中止を事業者にも勧告することを求める要望書

いわき市遠野町には、「(仮称) 三大明神風力発電事業」および「(仮称) 遠野風力発電事業」のふたつの大規模風力発電事業計画が進められている。

どちらの事業計画地も土砂災害の危険地域として指定されている土地を広範囲に含んでいて、そのふもとに住宅地が広がっていること、またこの地域に公共水道が通っておらず自然水を生活に使用していることから、当会では地域の安全と生活環境に重大な影響を及ぼす可能性があるとして、福島県をはじめとして、国・いわき市や関係機関に対しても、この計画を認めることがないように訴えてきた。

ふたつの事業計画のうち、先発の「(仮称) 三大明神風力発電事業」は三大明神山から鶴石山の尾根筋に巨大な風車を建設する計画だが、この計画地の入遠野側は、ほぼ全域が国土交通省のハザードマップにて「土砂災害危険渓流」に指定されており、上流部に巨大な石塊が多数存在するなど、現状でも非常に危険な状態になっている。この計画では巨大風車建設だけでなく、尾根に沿って巨大な施設建設の部材を運ぶための搬入路の建設が予定されており、そのための切土・盛土の土砂移動が大量のものとなるため、土砂災害の危険をさらに大きくするものとして、住民としては看過できないものである。また、折松・矢本・根本地区では、ほとんどの世帯で三大明神から二つ石山にかけての尾根筋を源流とする沢水を生活用水として利用しているため、土砂災害以外でも生活用水の濁水化などの影響が心配されている。

また、後発の「(仮称) 遠野風力発電事業」でも、事業計画地において最近も大規模な土石流被害が起きていることから、知事意見でも「事業計画の中止も含めた抜本的な見直しの検討」が必要と書かれているが、事業計画地のほとんどで土砂災害を起こしやすい地質でなおかつ急傾斜の地形であるため、こうした巨大な施設建設には全く適さない地域なのは明らかである。この事業計画地のふもとの住民も、ほとんどが沢水利用であることから、風力発電事業が工事開始から稼働中、さらには稼働後に及んでも、土砂災害の危険増大と生活用水への悪影響を心配しなくてはならなくなる。

この計画に反対する遠野地域の住民による署名が、2018年1月から遠野地区全域にわたって行われたが、最終的に反対署名の数は世帯率で80%以上、署名数でも人口の60%に達した。この数からみても、遠野の住民の総意として反対が圧倒的多数であり、尾根筋の大規模な風力発電計画が遠野の住民生活をおびやかす存在であるという認識が住民に広く浸透していることは明らかである。ふたつの事業とも住民の理解が得られているという状況には全くなく、資源エネルギー庁が昨年出した風力発電に関する改訂「事業計画策定ガイドライン」でもうたわれている「住民の理解」とはほど遠い状況にあるのは疑いない。しかも、「(仮称) 三大明神風力発電事業」においては、準備書が出されるまで住民に計画を周知するための努力もほとんど行われないうまま手続きが進んでおり、住民への詳しい説明は準備書を出し終わってからというのも住民を軽視したものであると考える。また、「(仮称) 遠野風力発電事業」の事業者においても、住民との約束を破って住民説明会からメディアの取材を締め出すなど、住民との信頼関係はまったく作られていない状況である。

上記の理由から以下、548筆の追加署名(総署名 3188 筆)を添えて要望する。

- 一、 もともと土砂災害の危険性が高い、いわき市遠野地区の危険性をさらに高め、生活用水にも重大な影響を与える可能性のある(仮称)三大明神風力発電事業と(仮称)遠野風力発電事業の二つの計画に対し、福島県として強く反対の意思を表明し、事業者中止の勧告を行うこと。
- 二、 遠野地区の風力発電事業計画のように土砂災害の危険性が高い地域や生活用水への影響および低周波音などの影響が大きくなる地域に関しては、県独自の判断で事業計画不適格地域としてゾーニングを行うこと。

以上